

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 3 1 日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第23条第 5 項において準用する第22条第 6 項
処 分 の 概 要：合格証明書の再交付
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め： 警備員等の検定等に関する規則第 15 条第 3 項、第 4 項、第 5 項（合格証明書の再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部生活安全企画課又は警察署生活安全課（係）
備 考：